

最低制限価格・低入札価格調査基準価格の引上げについて

中央公共工事契約制度運用連絡協議会と国土交通省が、公共事業の品質確保や賃金の適切な確保のために、低入札価格調査基準価格の見直しを行ったことを踏まえ、本市においても下記のとおり改正を行います。

記

(1) 最低制限価格・低入札価格調査基準価格の引上げ

建設工事の入札において現在設定している最低制限価格・低入札価格調査基準価格の算定方式を改訂します。計算式を見直し、直接工事費の割合を0.95から0.97に引上げます。

① 見直し後の計算式

$\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費等} \times 0.55$
<現在の計算式>

$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費等} \times 0.55$

② 適用時期 平成29年4月1日以降に公告する建設工事から適用します。

※低入札価格調査制度「失格判断基準」の設定変更

直接工事費割合の変更に伴い、低入札価格調査制度の「失格判断基準」の設定も合わせて変更します。低入札価格調査対象案件のうち、入札価格内訳書の金額が次のいずれかに該当するときは失格と判定します。

- I 市の設計書に記載された直接工事費の92%の額に満たない場合
- II 市の設計書に記載された共通仮設費の85%の額に満たない場合
- III 市の設計書に記載された現場管理費の85%の額に満たない場合
- IV 市の設計書に記載された一般管理費の50%の額に満たない場合
<変更前 記載された直接工事費の90%の額に満たない場合>